

学校感染症の証明について

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)

学校において予防すべき感染症（学校感染症）に罹患した場合は、出席停止になります。手続きを行うため、保護者様において「学校感染症による出席停止証明書」を作成していただき、登校再開時に保健室へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、保護者の方の記入及び添付書類の提出をいただくことで出席停止の手続きをいたしますので、医療機関での作成は不要です。

また、新型コロナウイルス感染症は、出席停止解除後においても、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

学校感染症による出席停止証明書

(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用)

系 年 組 番 名前 _____

- 1 感染症名 _____ (インフルエンザはどちらかに○：A・B)
- 2 発症日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 診断日（検査日） 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 解熱・症状軽快日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 登校日可能日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (登校可能日が土日祝であってもその日付をご記入ください)

		発症の翌日から5日間は登校できません。								
感染症名	月／日	発症日（0日目）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		/	/	/	/	/	/	/	/	/
インフルエンザ	解熱した日に○ 解熱後2日は登校できません									
新型コロナ	症状が軽快した日に○ 症状が軽快した後1日を経過するまで登校できません									

※出席停止期間の基準は裏面をご参照ください

5 添付書類（いずれかにチェックをお願いします）

☐ 検査結果のコピー・抗原検査キットの写真

＊検査キットの写真は「検査キット本体に油性マジックで生徒名前・検査年月日」を記入し、外装パッケージとともに撮影したものを、担任もしくは養護教諭に見せるもしくは、画像を出力し添付する。

☐ 処方箋・薬の説明書・薬袋のコピー

☐ 領収書・診療報酬明細書のコピー

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者自署 _____

.....学 校 記 入 欄.....

備考

写真確認日	確認者サイン
/	

【参考】

● インフルエンザ にり患した場合の出席停止期間早見表

インフルエンザにり患した場合の出席停止期間の基準は「発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで」（学校保健安全法施行規則第十九条）となっておりますので、下記を参考にお願いします。

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
								発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例 1	発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			発熱 継続	解熱	解熱後 1日目					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 3	発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			発熱 継続	発熱 継続	解熱					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 4	発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	解熱後 2日目	登校 可能	
			発熱 継続	発熱 継続	発熱 継続					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 5	発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
			発熱 継続	発熱 継続	発熱 継続					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

● 新型コロナウイルス感染症 にり患した場合の出席停止期間早見表

新型コロナウイルス感染症にり患した場合の出席停止期間の基準は「発症後 5 日、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」（学校保健安全法施行規則第十九条）となっておりますので、下記を参考にお願いします。

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
								発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例 1	発症後 1 日目に 症状が軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			症状軽快	症状軽快後 1日目						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 2	発症後 2 日目に 症状が軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			症状 継続	症状軽快						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 3	発症後 3 日目に 症状が軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			症状 継続	症状 継続						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 4	発症後 4 日目に 症状が軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			症状 継続	症状 継続						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 5	発症後 5 日目に 症状が軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	症状軽快後 1日目	登校 可能	
			症状 継続	症状 継続						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 6	発症後 6 日目に 症状が軽快した場合	発症	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校 可能
			症状 継続	症状 継続						
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

* 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。